

入札説明書

令和元年10月18日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事 三村 申吾

2 入札に付する事項

次の物品の供給に係る単価契約

※下記（1）ア及びイに掲げる品名ごとにそれぞれの入札とする。

（1）品名 共通課名入封筒長3及び角2

ア 共通課名入封筒長3（1,000枚1組）

イ 共通課名入封筒角2（1,000枚1組）

（2）予定数量

①共通課名入封筒長3（1,000枚1組） 360組

②共通課名入封筒角2（1,000枚1組） 480組

（3）規格等

ア 定形封筒長形3号 クラフト紙85g/m² 1,000枚1組

イ 定形外封筒角形2号 クラフト紙85g/m² 1,000枚1組

なお、印刷内容については、別記のとおりとする。

（4）供給期間 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで

（5）納入場所

原則として、出納局会計管理課物品調達グループ、契約書案に添付している別表1の指定物品の納入機関一覧に表示している現地納品欄が①となっている機関及び別表2の発注機関一覧に表示している基本欄が①となっている公所等（基本調達範囲）とするが、それ以外の機関についても、契約者と協議の上、現地納品欄又は外欄の1を○で囲み、物品を納入する公所等を決定するものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

（1）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。
- エ 県内に本店を有する者であること。
- オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- キ 営業品目（A01 オフセット印刷）が競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

- ア 提出期限 令和元年10月28日（月） 17時00分
- イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎南棟1階）
- ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和元年10月18日から同年11月8日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和元年10月28日（月） 17時00分

(2) 提出場所 3の（2）のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和元年11月11日（月） 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟1階 出納局会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙書式に次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額（1組当たりの単価）

(オ) 品名

エ 入札金額の記載方法

入札金額は、小数点第2位まで記載することができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第3位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までにした金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格となった者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制度を適用する。

イ 上記2(1)ア及びイに掲げる品名ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、それぞれの最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ウ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書 (案)

別紙のとおり

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(5) 上記2(1)ア及びイに掲げる各品名に係る各入札について、落札者が同一人となった場合は、当該落札者が同一人となった各品名に係る契約を1件の契約書にまとめて作成するものとする。

9 その他

本契約の印刷の請負について、一括して第三者に行わせることはできない。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

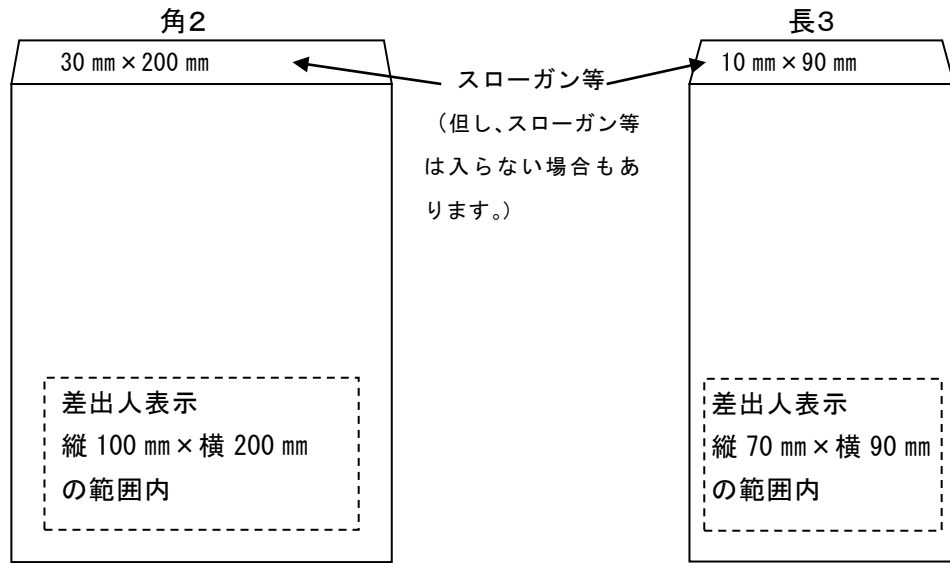
担当 主幹 五十嵐 浩一

電話 017-734-9104

別記

共通課名入封筒印刷事項

1 表面

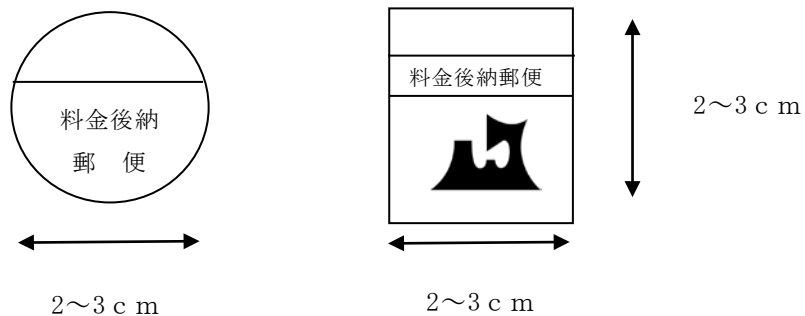


2 差出人表示の詳細



※スローガン等及び（部・課・グループ）以下は、依頼機関及び公所等で原稿を作成します。

※料金後納印を印刷する場合があります。依頼機関及び公所等で原稿を作成します。



第1号様式

令和元年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和元年10月18日
品 名	共通課名入封筒長3及び角2
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和元年10月18日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品名

共通課名入封筒長3及び角2

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店を有していること。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 青森県知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

令和元年10月18日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名

共通課名入封筒長3及び角2

2 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

殿

青森県出納局会計管理課長

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和元年10月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名

共通課名入封筒長3及び角2

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。なお、その際には、説明を求める内容等を記載した書面を提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(別紙) 入札書書式

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

委任代理人

㊟

入 札 書

入札件名 共通課名入封筒長3及び角2に係る単価契約

(単価契約物品内訳)

(単位：円)

番号	名 称	規 格	入札金額
A001	共通課名入封筒 長3	定形封筒長形3号 クラフト紙 85g/m ² 1,000枚1組	
A002	共通課名入封筒 角2	定形外封筒角形2号 クラフト紙 85g/m ² 1,000枚1組	

(本庁・青森地区)

(注意) 1 入札金額は、1組当たりの単価とし、消費税及び地方消費税相当額を加算しない額を小数点第2位まで記載することができる。

2 入札を希望しない物品については入札金額欄に金額を記入しないこと。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名 共通課名入封筒長 3 及び角 2 に係る単価契約

入札期日 令和元年 1 1 月 1 1 日 (月)

入札場所 青森県庁舎南棟 1 階 出納局会計管理課入札室

物品供給契約書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる指定物品又は指定単価物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

物品調達コード	品名	規格	単位	単価	摘要
	別紙のとおり				

(供給期間)

第2条 供給期間は、令和元年12月1日から令和2年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、供給物品が指定物品の場合にあっては、別表1に定める調達機関から発せられる物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品が指定単価物品の場合にあっては、別表2に定める発注機関から発せられる物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

3 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注機関に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、納入した供給物品の代金を、供給物品を納入した日から10日以内に、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

受注者

発注者 青森県知事 三村申吾

別表 1

本庁・青森地区

指定物品に係る調達機関（出納局会計管理課物品調達グループ）

指定物品の納入機関一覧

指定物品の納入場所は、特に指定のない場合、調達機関とする。

ただし、協議により以下の機関を納入場所に指定することがある。

依頼機関名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	現地納品
人事課	研修・人材育成グループ	自治研修所	青森市東造道 1 - 2 - 1	①
商工政策課	計量検定グループ		青森市第二問屋町 4 - 1 1 - 6	①
防災危機管理課	防災航空グループ	防災航空センター	青森市大字大谷字山ノ内 6 - 1 2 8	1
東青地域県民局 地域連携部			青森市長島 2 - 1 0 - 3	①
東青地域県民局 地域健康福祉部	福祉総室		青森フコク生命ビル	①
東青地域県民局 地域農林水産部				①
東青地域県民局 地域健康福祉部	保健総室		青森市第二問屋町 4 - 1 1 - 6	①
東青地域県民局 地域健康福祉部	こども相談総室		青森市石江字江渡 5 - 1	①
東青地域県民局 地域農林水産部	青森家畜保健衛生所		青森市合子沢松森 3 9 5 - 2 6	①
	青森地方水産業改良普及所	東青地方漁港漁場整備事務所	青森市港町 2 - 2 2 - 4	①
	東青地方漁港漁場整備事務所		青森市港町 2 - 2 2 - 4	①
青森県警察本部	機動捜査隊		青森市港町 2 - 2 6 - 2 9	①
	運転免許課		青森市三内字丸山 1 9 8 - 4	①
	交通機動隊		青森市三内字丸山 1 9 8 - 4	①
	高速道路交通警察隊		青森市岩渡字熊沢 2 5 0 - 2 5 9	①
	機動隊		青森市大字新城字天田内 1 3 0 - 3	①
人事委員会事務局			青森市新町 2 - 2 - 1 1	①
労働委員会事務局			東奥日報新町ビル	①
監査委員事務局				①

※上記調達機関から発注される物品を指定物品という。

別表 2

本庁・青森地区

発注機関一覧

公所等名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	基本	外
東青地域県民局 地域整備部			青森市幸畑唐崎76-4	①	
東青地域県民局 地域整備部	駒込ダム建設所		青森市中央3-20-1	①	
東青地域県民局 地域整備部	青森港管理所		青森市本町4-5-5	①	
青森県環境保健センター			青森市東造道1-1-1	①	
青森県動物愛護センター			青森市宮田玉水119-1		1
青森県女性相談所			青森市石江江渡5-1	①	
青森県立子ども自立センターみらい			青森市合子沢松森265		1
青森県立あすなろ療育福祉センター			青森市石江江渡101	①	
青森県立精神保健福祉センター			青森市三内沢部353-92		1
青森県立青森高等技術専門校			青森市野尻今田43-1	①	
青森県病虫害防除所			青森市第二問屋町4-11-6	①	
青森空港管理事務所			青森市大谷小谷1-5		1
青森県消防学校			青森市新城天田内183-3	①	
青森県立美術館			青森市安田字近野185	①	
青森県埋蔵文化財調査センター			青森市新城天田内152-15	①	
青森県総合学校教育センター			青森市大矢沢野田80-2	①	
青森県立図書館			青森市荒川藤戸119-7	①	
青森県総合社会教育センター			青森市荒川藤戸119-7	①	
三内丸山遺跡センター			青森市三内丸山305	①	
青森県立青森高等学校			青森市桜川8-1-2	①	
青森県立青森西高等学校			青森市新城平岡266-20	①	
青森県立青森東高等学校			青森市原別3-1-1	①	
青森県立青森東高等学校	平内校舎		平内町小湊新道46-26		1
青森県立青森北高等学校			青森市羽白富田80-7		1
青森県立青森北高等学校	今別校舎		今別町今別西田258		1
青森県立青森南高等学校			青森市西大野2-12-40	①	
青森県立青森中央高等学校			青森市東大野1-22-1	①	
青森県立浪岡高等学校			青森市浪岡浪岡稲村101-2		1
青森県立青森工業高等学校			青森市馬屋尻清水流204-1		1
青森県立青森商業高等学校			青森市戸山安原7-1	①	
青森県立北斗高等学校			青森市松原2-1-24	①	
青森県立盲学校			青森市矢田前浅井24-2	①	
青森県立青森聾学校			青森市安田稲森125-1	①	
青森県立青森第一養護学校			青森市石江江渡101-1	①	
青森県立青森第二養護学校			青森市戸山宮崎56	①	
青森県立青森若葉養護学校			青森市東造道1-7-1	①	
青森県立青森第一高等養護学校			青森市西田沢浜田368		1
青森県立青森第二高等養護学校			青森市戸山宮崎22-2	①	
青森県立浪岡養護学校			青森市浪岡女鹿沢平野215-6		1
青森県警察学校			青森市新城天田内130-5	①	
青森警察署			青森市安方2-15-9	①	
青森南警察署			青森市浪岡浪岡淋城87-1		1
外ヶ浜警察署			外ヶ浜町蟹田中師苗代沢3		1

※上記公所等から発注される物品を指定単価物品という。

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

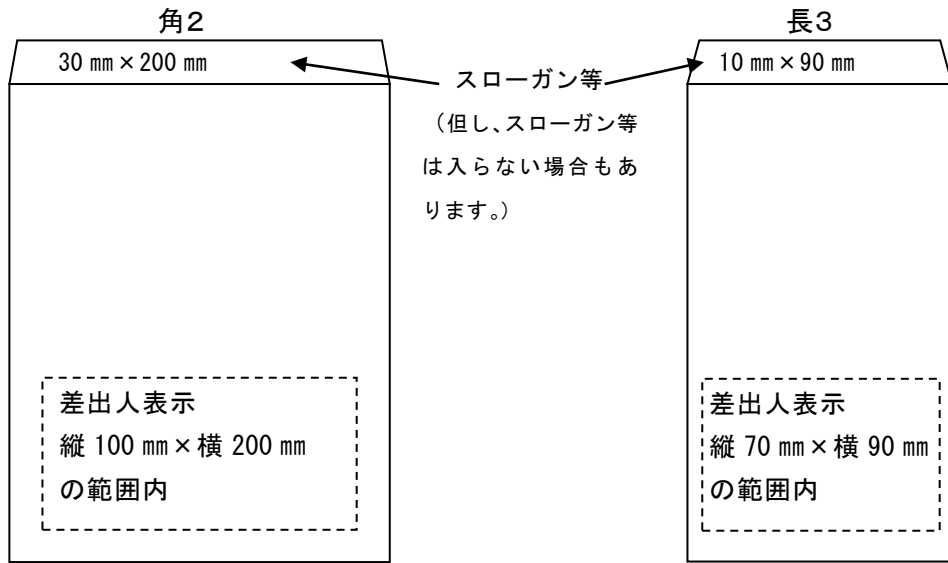
(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別記

共通課名入封筒印刷事項

1 表面



2 差出人表示の詳細



※スローガン等及び（部・課・グループ）以下は、依頼機関及び公所等で原稿を作成します。

※料金後納印を印刷する場合があります。依頼機関及び公所等で原稿を作成します。

